

第四次黒石市行政改革大綱

平成18年2月策定

黒 石 市

目 次

1 行政改革大綱策定の目的と基本方針 -----	2 P
(1) 改革の推進期間 -----	3 P
(2) 改革の推進体制	
(3) 実施計画の作成と進行管理	
(4) 情報の公開	
2 具体的な取り組み事項	
(1) 行政評価システムの確立	
事務事業の再編・整理、廃止・統合	
施策の適正な選択 -----	4 P
(2) 行政の担うべき役割の重点化	
組織の簡素・効率化	
民間委託等の推進	
指定管理者制度の活用	
地方公営企業の経営健全化	
第三セクターの見直し	
(3) 定員管理・給与の適正化 -----	5 P
定員管理の適正化	
給与の適正化	
(4) 人材育成の推進	
人材の育成・確保	
人事評価システムの構築	
(5) 公平性の確保と透明性の向上	
アカウンタビリティの強化	
情報の共有と協働体制の充実	
(6) 行政の情報化等行政サービスの向上 -----	6 P
(7) 広域行政の推進	
(8) 財政の健全化	
計画的な財政運営	
歳入の確保	
経費の節減合理化	

1 行政改革大綱策定の目的と基本方針

これまでの取り組み

黒石市における行政改革の推進については、昭和60年12月に「第一次黒石市行政改革大綱」を策定して以来、平成8年1月に第二次、平成13年3月には第三次となる新黒石市行政改革大綱を策定し、行政改革に鋭意取り組んできた。

本市を取り巻く環境の変化

本市の財政は平成10年度に一般会計が赤字決算となり、平成11年10月に「黒石市一般会計中期試算と今後の財政計画」を策定。平成19年度までの赤字解消を目指してきたものの、国の「三位一体の改革」による地方財政計画の見直し、とりわけ平成16年度の地方交付税総額の急激かつ大幅な削減により、財源不足が一層深刻化したため、平成16年度に財政運営計画の見直しを行い、赤字解消目標年度を平成21年度に修正したものである。

その後、平成17年度の予算編成にあたっては、補助金や負担金の抜本的な見直し・削減や投資的経費の大幅圧縮を実施したほか、職員組合と特例条例による給料及び期末勤勉手当の削減について合意し、平成17年4月から断行した。

第四次大綱の目的

このように、本市はすでに、行財政改革には強い決意で臨んでいるが、元来自主財源が乏しく、脆弱な財政構造であるにもかかわらず、地方交付税の動向等はいまだ不透明で、歳入環境の見通しは決して明るいとはいえないことに加え、扶助費や公債費等義務的経費の増加が財政状況の厳しさに拍車をかけている。

こうした中で、一層進展すると思われる少子・高齢化と情報化社会、地域住民の価値観の多様化、権限移譲など、市町村を取り巻く環境変化に対応していくためには、情報公開に努めながら行政の説明責任を果たしつつ、市民の参画と協力を得る必要がある。

一方、国は平成17年3月末、地方公共団体に対し、行財政改革に係る取り組みを住民に公開しながら、効率的で実効性のある行財政運営を図ることなどを主眼とした「集中改革プラン」を策定するよう指針を示してきた。

そこで、本市では従来の理念を踏襲しつつも、集中改革プランの取り組むべき内容を包括した第四次黒石市行政改革大綱を策定し、喫緊の課題である財政赤字の解消と自立した財政基盤の確立を目的に、聖域なき行財政改革を推進するものである。

(1) 改革の推進期間

第四次黒石市行政改革大綱の推進期間は、計画期間の起点を平成17年度にする旨の集中改革プラン策定指針に基づき、平成17年度から平成21年度とする。

(2) 改革の推進体制

行財政改革の進捗状況については、市民各層からの委員により構成された「黒石市行政改革懇談会」に報告し、同懇談会からの意見や助言を改革の推進に生かしていくものとする。

具体的には、黒石市長を本部長とする「黒石市行政改革推進本部」が中心となり、各部局全般における改革推進の徹底、検証を行う。

(3) 実施計画の作成と進行管理

この大綱の実施にあたっては、適切な進行管理に努めるとともに実効性のあるものとするため、平成17年度から5か年の実施計画を策定し、社会経済状況の変化や地方分権の動向も加味しながら、ローリング方式（計画と現実の間に生じる差異を埋めるもので、毎年見直しを行う方法）により進行管理をする。

実施計画は、「集中改革プラン」を包括したものとし、その内容は、原則として項目ごとに具体的な数値目標を立て、実施年度を明確にする。

その進行管理は、行政改革推進本部に設置した作業部会で行うものとする。

(4) 情報の公開

市民に開かれた市政運営をめざすため、大綱・実施計画並びに改革の推進状況等の情報を、市広報紙やホームページで公開する。

2 具体的な取り組み事項

(1) 行政評価システムの確立

事務事業の再編・整理、廃止・統合

事務事業については、これまでの慣例や予算配分にとらわれることなく、計画(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 改善(Action)のサイクルに基づく検証、いわゆる事務事業評価により必要性や効果を見極め、再編・整理、廃止・統合を行う。

事務事業の実施にあたっては、安易に前例を踏襲することなく、最少の費用で最大の効果が得られるよう、常にコスト意識や経営感覚を持ちながら、市民サービスの向上を図る。

施策の適正な選択

事務事業評価のサイクル確立後は、市の厳しい財政状況の中で、市民のニーズ及び社会情勢の変化に対応するため、施策の体系の中での緊急性、妥当性を判断し、施策の適正な選択や重点化に努める行政評価システムを確立する。

(2) 行政の担うべき役割の重点化

組織の簡素・効率化

新たな行政課題や多様化する市民の行政ニーズに的確に対応するため、その時代に即応した柔軟で効率的な行政組織を構築しなければならない。

そのため、新たな行政需要に応じて組織を再編する場合は、既存組織と機能の見直しを行い、今後はスクラップ・アンド・ビルドの原則により組織肥大化の抑制に努めながら、少子高齢化・国際化・情報化等社会経済情勢の変化に適切に対応した行政サービスを展開できるような組織・機構へ再編していく。

特に、これからは退職者の不補充等による定員の抑制・減少が避けられないため、限られた人数で効率的・効果的に事務処理を行うとともに、市民のニーズに迅速に対応するため、個々の職員の責任と権限を明確化し、意思決定過程が簡素化された組織づくりに努める。

民間委託等の推進

事務事業全般にわたり、行政としての関与の必要性、民間に委託した場合のメリット等について検討したうえで、民間委託等を積極的に推進する。

指定管理者制度の活用

すべての公の施設について、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきかなど管理のあり方の検証を行う。管理主体については、効率的・効果的な管理・運営の観点から、直営する場合と指定管理者制度を導入する場合とを比較し、その理由も含めて市民に公表する。

地方公営企業の経営健全化

現在供給しているサービスについて、そのサービス自体の必要性、地方公営企業として実施する必要性等を検証し、民間委託や指定管理者制度の導入等について検討するとともに、経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示等により透明性の高い企業経営に努める。

第三セクターの見直し

監査体制を強化するとともに行政評価の観点も取り入れ、事業内容、経営状況等について検証を行い、経営の合理化を図る。経営状況が悪化している場合は、経営改善策、法的整理の実施についても検討する。

(3) 定員管理・給与の適正化

定員管理の適正化

これまでも定員適正化計画に基づき定員抑制に努めてきたが、本市の厳しい財政状況を考慮し、今後も退職者一部不補充等により、さらなる定員抑制に努める。そのため、事務事業の抜本的な見直し、組織の合理化、民間委託の推進などを通じて、行政の責任領域の見直しを図る。

給与の適正化

市の財政状況を考慮し、これまでも給与の削減や諸手当の削減を実施しているが、今後も市民の納得が得られるよう、給与水準の適正化に努める。

(4) 人材育成の推進

人材の育成・確保

地方分権時代においては、新たな行政課題や社会情勢の変化に対応できる人材の育成・確保が必要である。そのため、人材育成方針に基づき、職員の能力や適正を重視し専門的な知識を習得させるなど、きめ細かな行政サービスを提供するための人材を育成する。

また、職員一人ひとりが、業務遂行上の課題や問題意識に基づいた改善策等を提言できるよう、従来に引き続き「職員提案」を奨励し、職員の能力向上と意識改革を図る。

人事評価システムの構築

職員の能力・実績等を重視した、公正かつ客観的な人事評価システムの導入に積極的に取り組む。

(5) 公平性の確保と透明性の向上

アカウンタビリティの強化

行政活動の意思形成過程と、施策の成果に係る評価を市民にわかりやすく説明することで、市民に対するアカウンタビリティ(説明責任)を強化し、公平性の確保と透明性の向上を図る。

情報の共有と協働体制の充実

市民と行政が市の行財政状況の情報を共有し、パブリックコメント(施策や計画等の策定案を公表し、意見を募集するもの)等、市民が重要施策に関与できる制度を検討する。また、ボランティア活動等住民活動の推進を図り、市民と行政の協働体制の充実を図る。

(6) 行政の情報化等行政サービスの向上

近年の高度情報化社会に対応するため、行政においても情報の効果的管理と有効活用が必要になってきている。そのため、計画的なOA機器の導入、庁内LANの整備に努める。なお、行政情報のデータベース化には多額の財政負担を伴うため、将来の情報提供のあり方も考慮しながら、市民ニーズを的確に把握し、費用と効果を勘案しながら計画的な推進を図る。

また、窓口サービスについては、今後も明るく親切な対応に努めるとともに、理想的な総合窓口制のあり方を検討する。

(7) 広域行政の推進

人口の減少、少子高齢化の進展、住民の日常生活圏の広域化、行政サービスの高度化・多様化等本市を取り巻く環境は大きく変化し、広域的な行政ニーズはますます増大してきている。また、一方ではきわめて厳しい財政状況により、効率的な行政運営が求められている。

今後とも、津軽広域連合や各一部事務組合と連携をとりながら、広域圏における各種行政課題に取り組んでいくとともに、関係市町村と共同処理の一元化を協議・検討する。

(8) 財政の健全化

計画的な財政運営

財政状況を分析したうえで、歳出全般の効率化を図るとともに、財政運営計画を策定し、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努める。また、市民に対し財政情報を積極的に公表するなど、市民の理解を得ながら財政再建に取り組む。

歳入の確保

税負担の公平性の観点から、公平・適正な課税に努めるとともに、市税の徴収体制の強化を図り、収入の確保に積極的に取り組む。また、使用料及び手数料については、受益者負担の原則に立ち、受益と負担のバランス、民間とのバランスを考慮しながら適正化に努める。

さらに、遊休財産の処分や利活用を積極的に推進する。

経費の節減合理化

職員間で情報を共有し、職員一人ひとりが現在の財政状況を理解するよう努め、さらなる経費節減合理化に向け全庁を挙げて取り組む。

また、負担金、補助金等については、事務事業評価によって支出の必要性、費用対効果等を検証し、総額を抑制する。